⑵　施設及び試薬等に関する事項	
①　施設の整備状況	（１－２－１）手引き第２部第１章５に係る施設の整備状況及び作業環境に関する文書
②　試薬等及び標準物質（溶液）の管理状況	（１－２－２）手引き第２部第１章１及び２に係る使用する試薬等及び標準物質（溶液）の管理状況の概要を記述した資料（細胞又はキットにあっては、入手及び保存に関する記録）
③　器具及び装置の整備状況	（１－２－３）手引き第２部第１章３、４及び第４章２に係る器具、装置の整備状況及び管理状況並びに計測機器の点検に関する実施基準、点検及び調整の実施状況の概要を記述した資料
⑶　業務実績	
	（１－３－１）過去３年間の業務実績に関する資料
⑷　ダイオキシン類に係る試験所間比較試験への参加実績	
	（１－４－１）ダイオキシン類に関する試験所間比較試験への参加実績に関する資料
⑸　精度管理に関するその他の取組	
	（１－５－１）関連する国際規格等の取得状況など精度管理に関する取組
２．技術的事項（注１）	
⑴　標準作業手順書	
	（２－１－１）手引き第１部第２章１の標準作業手順書の目次及び測定フロー図
⑵　試料採取に関する事項	
①　試料採取計画及び配慮事項	（２－２－１）手引き第２部第２章及び別紙３～４に基づき、想定される受注業務の試料採取計画の概要を記述した資料、試料採取の記録及び精度管理の観点から特に配慮する事項の概要を記述した資料
⑶　試料の前処理に関する事項	
①　試料の受入検査及び保存及び管理の実施状況	（２－３－１）手引き第２部第３章２及び第５章11に基づき、想定される受注業務の試料の受入検査及び保存並びに管理の実施方法の概要を記述した資料及び記録
②　試料前処理計画及び配慮事項	（２－３－２）手引き第２部第３章１、２及び３に基づき、想定される受注業務の試料前処理計画の概要を記述した資料、試料の前処理の記録及び試料の前処理に際して精度管理の観点から特に配慮する事項の概要を記述した資料
⑷　生物検定法による測定に関する事項	
①　生物検定法による試料の測定計画	（２－４－１）手引き第２部第４章１及び第２部第５章に関する想定される受注業務の生物検定法による試料の測定計画の概要を記述した資料
②　測定系の準備（細胞又はキットの準備）	（２－４－２）手引き第２部第４章３の測定系（細胞又はキット）の準備に関する記録
③　検量線及び感度変動の管理図による確認	（２－４－３）手引き第２部第４章４及び７の検量線並びに手引き第２部第４章６の管理図
④　検出下限及び定量範囲	（２－４－４）手引き第２部第５章１の検出下限及び定量範囲並びにその算出過程を説明する資料
⑤　操作ブランク試験、トラベルブランク試験、二重測定、濃度既知試料の測定及び換算係数の確認の実施	（２－４－５）手引き第２部第２章４及び第５章５～９に係る操作ブランク試験、トラベルブランク試験、二重測定、濃度既知試料の測定及び換算係数の確認の実施結果を記述した資料
⑥　試料の測定及び濃度の算出	（２－４－６）手引き第２部第４章５の試料の測定、第５章２，３，４及び10の実測濃度の算出、測定量（毒性等量）の算出に関し、申請項目試料についての発光、吸光及び蛍光等の強度、実測濃度、測定量（毒性等量）の算出過程を説明する資料
⑸　模擬試料の測定に関する事項	
	（２－５－１）手引き第１部第３章２及び別紙２に基づき、模擬試料の測定に関して作成した品質保証・品質管理結果報告書（注２）

注１：「技術的事項」に係る資料は、申請項目（排出ガス、ばいじん及び燃え殻）ごとに提出すること。また、申請項目間で共通となる資料については重複して提出する必要はないが、その旨及び参照先を明記すること。なお、前回以前の申請書を参照することはできない。当該申請書で完結させること。

注２：この資料は、当初の申請時に提出するものではなく、初期審査合格機関に対して実施する模擬試料の測定に係る品質保証・品質管理結果報告書の提出を求めるものである。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３９号

群馬県沼田市東原新町1484番地24　清水アパート１号

債務者　濱田　加菜

１　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第１９５号

群馬県太田市南ヶ丘町1232番地７

債務者　幡谷　榮子

１　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１９６号

群馬県館林市近藤町24番地　近藤県営住宅一Ｂ―48

債務者　池田小百合

１　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
前橋地方裁判所太田支部